

御購読者各位

## 『1回30分のSAトレーニング FOCUS 警察行政法』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版1刷）に誤りがございました。深くお詫び申し上げます。  
大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して  
御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

該当箇所	167頁 解答解説〔4〕
誤	<p>○〔4〕 心身の故障のため職務の遂行に支障がある者には免職の分限処分をすることができるが、<u>予算が減少したため過員が生じている</u>という理由だけで免職の分限処分・降任・免職の分限処分は、いわゆるリストラの場合も可能。 分をすることはできない。</p>
正	<p>×〔4〕 心身の故障のため職務の遂行に支障がある者には免職の分限処分をすることができるが、<u>予算が減少したため過員が生じている</u>という理由だけで免職の分限処分・降任・免職の分限処分は、いわゆるリストラの場合も可能。 分をすることはできない。</p>

（注）訂正箇所は赤い下線部分です。

以上